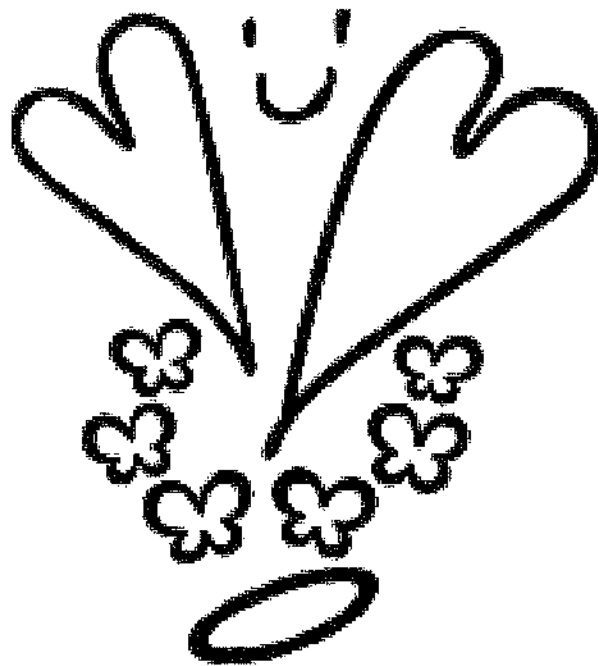


園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 東児童福祉会
六町あづま保育園

目次

1 施設概要	…P 1	⑭ 発育・発達課題への対応	
① 施設紹介		⑮ 救命救急対応	
② 特別保育事業		⑯ 健康管理・その他	(病児・病後児保育、海外旅行等について)
③ 園児・職員			
④ 加入保険	…P 3	6 防災・防犯対策	…P 20
⑤ 地域・他機関との連携		① 防災対策	
⑥ シンボルマーク		② 防犯対策	
2 保育の内容	…P 4	7 プライバシーを守るために…P 21	
保育理念・方針・目標		① 個人情報の取り扱い	
3 保育園の生活	…P 5	② 記録の管理	
① 保育時間・名称について		8 虐待防止のための措置	…P 21
② 保育料について		9 保護者へのお願い	…P 21～24
③ 各保育時間の利用方法について		① 登降園時について	
④ 行事について		② 衛生・安全管理	
⑤ 園からの連絡方法		③ 災害時対応	
⑥ 持ち物について		④ ビデオ・写真撮影について	
⑦ 保育園の一日		⑤ その他	
4 給食	…P 9	10 ご意見・ご相談窓口の設置	…P 24
① 献立・食材について		11 入園及び退園	…P 24
② 提供方法		参照資料	
③ 食育について		園舎平面図	…P 25
④ 離乳期の対応		年間行事予定	…P 26
⑤ 食物アレルギー対応		年齢別 準備するもの	…P 27、28
5 保健・衛生	…P 10～19	登園許可証について	…P 29～31
① 健康診断について		緊急時引き渡しカード	…P 32
② 感染症予防対策		薬連絡票	…P 33、34
③ 病気・ケガの対応		保育園案内図	…P 35
④ 薬の預かりについて		嘱託医案内図	…P 36
⑤ アレルギー疾患・慢性疾患の対応			
⑥ 発熱の対応			
⑦ 下痢・嘔吐の対応			
⑧ 咳の対応			
⑨ 発疹・皮膚疾患の対応			
⑩ けいれん・頭部打撲・肘内障の対応			
⑪ あたましらみの対応			
⑫ 乳幼児突然死症候群(SIDS)対応			
⑬ むし歯予防対策			

1 施設概要

① 施設紹介

施設名	六町あづま保育園	園長	大野 真
設置主体	社会福祉法人 東児童福祉会	理事長	渡邊 金作
所在地等	〒121-0062 東京都足立区南花畑1-13-4 Tel 03-5242-4400 fax 03-5242-4410 メール aduma-6@quartz.ocn.ne.jp 保育園案内図参照 (P35)		
園舎概要	園舎平面図参照 (P25)		
開園時間	7:00~19:30 (月曜日から金曜日) 7:30~18:30 (土曜日)		
休園日	日曜日 祝日 年末年始(12月29日~1月3日) その他、伝染病・天災などにより、保育が困難と認められた場合		

② 特別保育事業

- (1) 延長保育 保護者の就労時間の多様化に伴い支援します。(P6 参照)
(就労が理由の場合に限り、利用可能です)
- (2) 産休明け保育 産休明けからの保護者の社会復帰を支援します。
- (3) 0歳児保育 子どもの心身機能の未熟性を考慮し、家庭との連携を密にしながら、衛生・安全面をより配慮した保育を行います。
看護師が常駐しています。
SIDS(乳児突然死症候群)の予防に配慮します。
- (4) 発達支援児保育 子どもの個性、課題に応じた保育ができるように配慮します。
発達支援コーディネーターを置き、保護者、保育士、専門機関などと連携し、子どもの育ちをサポートします。
- (5) 年末保育 就労形態の多様化に伴い、年末は自主事業として年末保育を実施します。
(就労が理由の場合に限り、利用可能です)

日程： 12月29日・30日 (日曜・祝日を除く)
対象： 全園児
時間： 7:30~18:30 の中で必要な時間
料金： 一人一日 4,500 円 (給食・おやつ含む)

③ 園児・職員

(1) 園児 0歳児(生後57日) ～ 5歳児就学前まで 定員 123名

組編成

年齢	組名	定員
0歳児	すずらん	12名
1歳児	たんぽぽ	16名
2歳児	ちゅうりっぷ	23名
3歳児	さくら	24名
4歳児	なのはな	24名
5歳児	ひまわり	24名
合 計		123名

(2) 職員

役職	人数	職務
園 長	1名	園の業務を統括し、会計事務に従事する。
副園長	1名	園長の業務を補佐する。
事務員	1名	園の事務処理を行う。
主 任	1名	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
保育士	19名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	1名	園児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
栄養士	2名	給食業務の総括を行う。
調理員	2名	給食の調理業務を行う。
嘱託医・及び 歯科医	各1名	園児の健康管理業務を行う。
非常勤 (保育補助)	17名	保育士業務の補助を行う。
非常勤 (調理補助)	2名	調理員業務の補助を行う。

☆嘱託医 (案内図 P36 参照)

医療法人社団恭美会 西川クリニック 医師 川村 富美子
〒120-0003 東京都足立区東和2-16-3
Tel 03-3605-3333

☆担当歯科医

みき歯科クリニック 歯科医師 三木 隆寛
〒121-0062 東京都足立区南花畑2-49-10 サンヒルズ1F
Tel 03-5242-4188

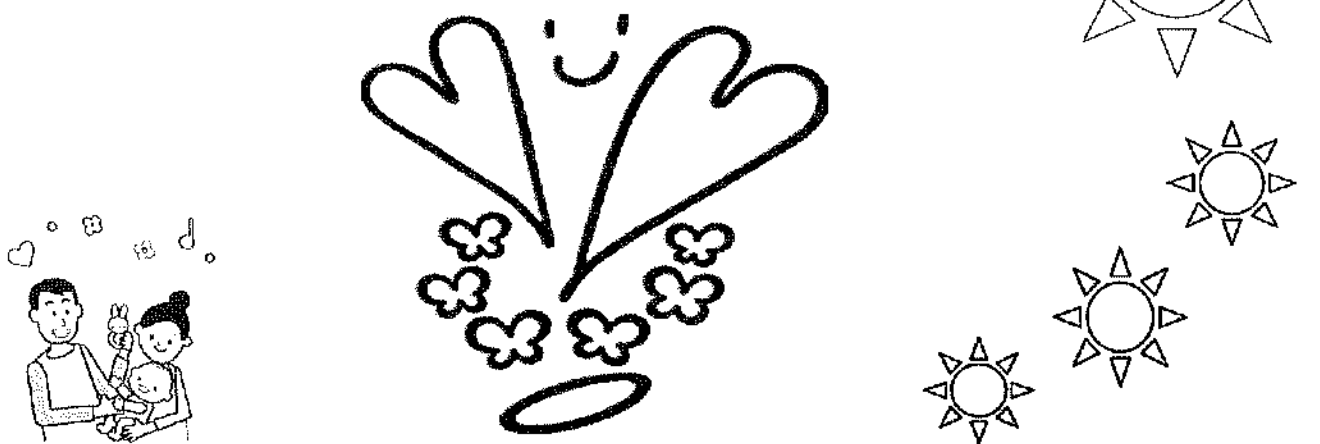
④ 加入保険

【日本スポーツ振興センター災害共済給付】の制度に加入しています。
入園と同時に全員が加入し、保護者の皆様には掛け金等の負担はありません。
保育園の管理下に於いて、園児がケガや災害にあった場合に必要な医療費、
見舞金の給付を受けることができます。

⑤ 地域・他機関との連携

- (1) 高齢者施設を訪問したり、区のイベントに参加したりしています。
地域とのかかわりは、子どもたちの心を励まし、自信をはぐくむことにつながります。
- (2) 幼保小連携を推進しています。
花畑小学校と連携し、子どもの成長について、保育士と小学校教員がお互いに理解を
深め、スムーズな小学校教育への移行を目指し、指導方法を研修しています。
5歳児は、花畑小学校の行事や給食交流会などに参加し、小学校の様子を知ることが
できます。
- (3) 専門機関と連携しています。
足立区こども支援センターげんき、保健センター、足立区関係機関、児童相談所等
専門機関と連携し、子どもの人権を擁護するとともに、個々の育ちをサポートします。

⑥ シンボルマーク



シンボルマークに込めた保育への思い

大きく手を広げ、大空を見上げる子ども。子どもたちのまわりには蝶が舞い、豊かな環境のもと、
健やかに成長していく様子が表されている。

大きく広げた手は、自分の手と相手の手。相手の手は、友達・保育者・保護者など自分にかかわる
あらゆる人の手を表している。そこには、いつも心の通じ合い、思いやり、信頼がある。

当園では、子どもや保護者と心の交流を図り、信頼関係のもと、子どもたちに豊かな心と生きる力
を育むことが大切であると考えている。

そして、六町あづま保育園は、無限の可能性と豊かな個性を持った一人ひとりの子どもたちの心に
寄り添い、見守り続ける存在でありたい。そんな思いが、シンボルマークに込められている。

2 保育の内容

児童福祉法、子ども、子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、【保育所保育指針】及び【足立区教育・保育の質ガイドライン】に沿って、乳幼児の発達・発育に必要な教育・保育を提供します。

保育理念



豊かな心と、たくましく生きる力を育む

保育方針



- 1 人生初めての集団生活を「六町あづま保育園」で送ることの重みを深く受け止め、一人ひとりの子どもたちに限らない愛情を注ぎ、一人ひとりに応じた保育を行っていく。
- 2 一人ひとりの子どもたちに寄り添い、遊びを通して子どもたちの心身の健康と生きる力を育む保育を展開する。
- 3 子どもの幸せな日々が家族と共にあることを大切にし、保護者の希望に丁寧に対応し、子どもの成長を共に見守る保育園であり続ける。
- 4 人とのかかわりを通して、ぬくもりや安心感が得られる保育、思いやりの心を育てる保育を行っていく。

保育目標

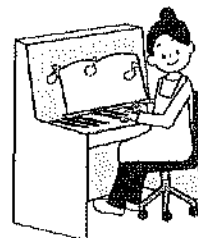
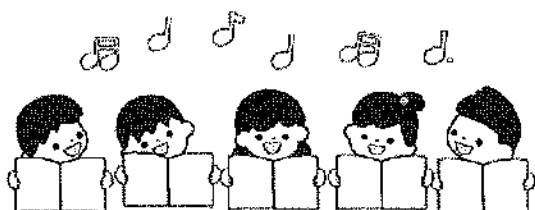
明るく
元気な子

思いやりの
ある子

のびのびと
表現する子



- * 安心して、楽しく園生活が送れるように、子どもの気持ちに寄り添った保育を行います。
- * 保育計画に従って、歌や製作、運動の他、広い園庭を利用した外遊びや、園外への散歩を行っています。
- * 毎日の保育の中で、色や形、文字、数などの理解を促すよう指導します。
- * 行事や遊びを通して、運動面、社会性の発達を促すよう指導します。
- * 習字指導 : 5歳児を対象に、担当職員による指導を行います。
- * 音楽指導 : 全クラス、ピアノ演奏で歌やリトミックなどを行い、楽しく音楽に触れています。幼児クラスは、担当職員による指導を行います。



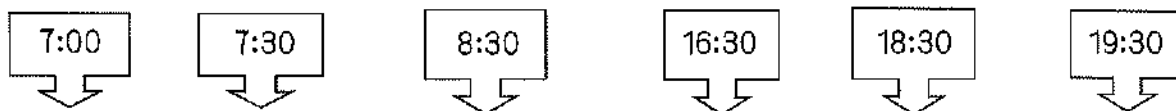
3 保育園の生活

① 保育時間・名称について

開園時間は、7:00～19:30です。9:15には、みんなで体操を行います。

保育園でお預かりできる時間は、勤務時間＋通勤時間です。

ご両親のどちらかがお仕事をお休みされている時は、平日の通常保育時間内のご利用となります。



標準時間 保育認定児	朝延長 (要申請)【有料】 異年齢保育	朝保育 (要確認) 異年齢保育	通常保育時間 年齢別保育	夕保育 (要確認) 異年齢保育	夕延長 (要申請)【有料】 異年齢保育
		朝延長保育 (要申請)【有料】 異年齢保育	通常保育時間 年齢別保育	夕延長保育 (要申請)【有料】 異年齢保育	
短時間 保育認定児					

② 保育料について

(1) 有料部分の時間を除き、自治体にて算定された保育料の支払いとなります。

令和元年度から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

令和5年10月以降、以下のようになっております。

- 1) 3歳から5歳までのすべての子どもたちの保育料は無料です。
- 2) 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの保育料は無料です。
- 3) 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちについては、第1子は区民税額に応じて算定された保育料となります。第2子以降の保育料は無料です。
- 4) 副食費について
 - ・ 3歳児～5歳児の副食費相当分4500円を徴収します。
(ただし、令和2年度からは、足立区が負担しています。)
 - ・ 以下の対象世帯の子どもについては免除
 - ◎年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ◎所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
 - ・ 足立区以外に居住する子どもの副食費は、居住自治体により異なります。
(居住自治体から補助がある場合、無料または減額します)

- (2) 延長保育料金 (朝延長・夕延長それぞれに料金が発生します。)
乳児 (0・1・2 歳児)・・・ 450 円/30 分
幼児 (3・4・5 歳児)・・・ 350 円/30 分
例：2 歳児で 7：15～18：50 までご利用の場合、請求額は 900 円/日です。

- 1) 月末に利用時間記録から算定し、翌月の月初めにお知らせします。
- 2) 現金での支払いのみとなります。
- 3) 申請時間を超えてしまった場合、実際のご利用時間での算定となります。

- (3) 短時間保育認定児童の各延長保育の利用料金 : 各 500 円

- 1) ご利用の度に、後日清算のお知らせをします。
- 2) 現金での支払いのみとなります。

③ 各保育時間の利用方法について

(1) 朝夕保育

- 1) 保護者の就労の場合に利用可能です。
- 2) 朝夕保育確認書にて、申請をしてください。
- 3) 時間・勤務先等変更の場合は、速やかに保育士までご連絡ください。

(2) 土曜日保育

- 1) ご両親共に就労のため、保育が必要な場合のみ、ご利用が可能です。
- 2) 利用月の前月 20 日までに、土曜日保育申請書を提出し、申請してください。
- 3) 給食、職員配置などの関係上、変更等は、わかり次第早めにご連絡ください。

(3) 延長保育

- 1) 保護者の就労の場合に利用可能です。
- 2) 満 1 歳の誕生日から、利用可能です。
- 3) 利用の際は、延長保育申請書にて、申請してください。
(ご利用がほぼ毎日となる場合は、事前に面談し申請をしていただきます。)
- 4) 補食を用意します。
(提供時間にお迎えが重なった場合は、提供できない場合があります。)
- 5) 夕延長保育を当日臨時にご利用の場合は、16：30 までにご連絡ください。
やむを得ず、連絡時間を過ぎた場合でもご連絡いただければ対応いたします。
臨時利用申請書をお迎え時にお渡ししますので提出してください。
- 6) 朝延長利用の申請後の取り消し、臨時使用については、前日の登園時までにご連絡ください。利用当日の申し込みはできません。

④ 行事について

年間を通じて、楽しい行事を計画しています。年間行事予定表を4月に配布します。

(例年の予定は P26 参照)

保護者参加の行事予定を記載していますので、お仕事の調整等にお役立てください。

⑤ 園からの連絡方法

(1) お便りを配布したり、通信アプリ「コドモン」で配信したりします。

月初め配布・・・園だより、保健だより、献立表、栄養だより

月中旬配布・・・クラスだより

臨時号

(2) 正門前、掲示板の利用

(3) 各クラス、窓面の掲示板利用

幼児はその日の様子や連絡事項などを、ホワイトボードに記載します。

(4) 連絡帳・お便り帳の活用

1) 乳児クラスは、連絡帳にてその日の様子をお知らせします。(土曜日以外)

2) 幼児クラスは、おたより帳の末尾に連絡ノートを設け、必要時、個別に連絡をとれるようにしています。

(5) 通信アプリ「コドモン」による配信

1) 災害時の連絡や行事の変更事項などを、保護者へ一括配信できるアプリです。

2) 入園時にアプリに登録をお願いします。災害時に利用することもあり、一家族2名以上の登録をお願いします。

※ご都合で、登録できない場合はお知らせください。

⑥ 持ち物について

(1) 【年齢別 準備するもの】(P27・28参照)

(2) おむつ使用のお子さんは、紙おむつを使用します。

1) 布おむつの対応は衛生管理上お断りしています。

2) 使用済紙おむつは、園で処分しています。

(うんちの確認などで、持ち帰りを希望する場合はお知らせください。)

(3) 個人別にロッカーを用意しています。

具体的なお支度の方法は、担任からお知らせします。

⑦ 保育園の一日

時間	保育時間 名称	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
7:00	開園 朝延長	1階 さくら組での異年齢合同保育 順次登園(視診・検温) 順次登園(視診) → 保護者から受け入れ				
7:30	朝保育	2階たんぽぽ組での 自由遊び	異年齢合同保育	1階 さくら組での 自由遊び		1階なのはな組 での自由遊び
8:30	通常保育 短時間保育 開始	年齢別保育開始(朝保育利用児 各クラスへ移動)				
9:15		朝の体操*1				
10:00		午前おやつ				
		主活動*2				
10:45		午前寝 給食	給食	給食	給食	給食
12:00		午睡	午睡	午睡	午睡	午睡
13:00						午睡 5歳児は2月中旬より なくなります
15:00		順次目覚め				
		おやつ	おやつ →		おやつ →	
16:00	短時間保育 終了	順次降園				
		保護者へ引き渡し 異年齢合同保育開始(夕保育利用児 各クラスへ移動)				
16:30	夕保育	すずらん組 での自由遊び	たんぽぽ組 での自由遊び	たんぽぽ組 さくら組に 分かれ、 自由遊び	さくら組での 自由遊び	なのはな組での 自由遊び
18:30	夕延長	すずらん組 での自由遊び	さくら組での自由遊び			
19:30	閉園	補食 →				

*1 9:15から全園児で朝の体操を行い、1日をスタートします。

*2 各年齢別の保育計画に基づいて、保育を行います。

(散歩・習字指導・音楽指導も、この時間に行います)

※ 朝夕保育で使用するお部屋については、その年の人数等で変更する場合があります。

4 給食

「楽しく食べる」を目標に、質、量、栄養バランス等を考え、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めています。特に、子どもたちの嗜好、彩り、季節感などを考慮しています。

① 献立・食材について

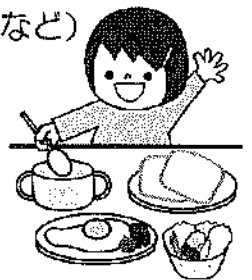
- 1) ひと月の献立は2週間ごとのサイクルメニューになっています。
乳幼児期は味覚を広げるために大切な時期であり、1度目は食べられなくても、2度目は味を覚えて食べられるようにと考えています。
- 2) 食材の選定には十分注意を払っています。
主な食材の生産地は、園入り口の掲示板にてお知らせしています。
- 3) 牛乳は、群馬県の牧場直送の低温殺菌牛乳を使用しています。

② 提供方法

- 1) 園内の調理室で、毎日手作りしています。
- 2) 誤飲事故防止のため、食べやすさを考慮した切り方、調理法などを心がけています。
- 3) 夕延長保育では、補食を提供しています。
- 4) 食器はカラフルでかわいらしく、かつ安全性の高い強化磁器や陶器を使用しています。

③ 食育について

- 1) 季節ごとの行事食を通して、食への興味を育みます。
幼児クラスでは、親子給食などを開催し、親子で給食を体験します。
一緒に食べる楽しさや、食事のマナーなど、体験を通して学びます。
- 2) 栄養士が毎月、食に興味を持てるよう工夫した活動を行っています。
(ご当地グルメ、たべものの絵本の紹介など)
- 3) 食に関する知識を学び、体験する機会を作ります。
(野菜の栽培・収穫・皮むき・調理体験・園庭の果実の収穫・いもほりなど)
- 4) “よく噛んで食べること、一口目は野菜から”を指導しています。



④ 離乳期の対応

- 1) 母乳の預かりは行いません。
- 2) 粉ミルクは、園で準備します。
(災害時に区から支給されるメーカーを基本に選定しています。但し、乳糖不耐症用・乳アレルギー用などの特殊ミルクについてはご相談ください。)
- 3) 離乳食はゴックン期～パクパク期へと一人一人の発達に合わせて、ご家庭と連携をとってすすめていきます。

⑤ 食物アレルギー対応

- 1) 『保育所におけるアレルギー対応マニュアル』(厚生労働省)、
『足立区立保育園・こども園版食物アレルギー対応マニュアル』(足立区)等に則り、対応しています。
- 2) 医師の指示書に基づき、個別に対応します。(要申請)
- 3) 食事に伴う事故防止のため、園で初めて食べる食材がないことを確認してから、提供します。
- 4) 医師に指示に基づき、必要時、抗アレルギー薬・エピペンを預かります。

5 保健・衛生

学校保健安全法や感染症法等の各法律、厚生労働省及び自治体のガイドライン・マニュアルに則り、園児一人ひとりの健康の保持、増進、安全の確保、安心に過ごせる環境を整えるよう努めています。

① 健康診断について

(1) 定期健康診断

1) 保健所からの通知で受けるもの

3ヶ月健診・6ヶ月健診・9ヶ月健診・9ヶ月歯科健診
1歳6ヶ月健診(内科・歯科)・3歳児健診

●子どもの心身の健康、発達状況などを確認する大切な機会です。

忘れないように通知が来たら必ず受けましょう。

結果については、担任までご連絡をお願いします。

2) 保育園にて行うもの

学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・身体測定(毎月)、幼児視力検査(年1回10月)…看護師が行います。
- ・0歳児健診(毎月)、全園児健康診断(年2回 6月/12月)…嘱託医が行います。
- ・歯科検診(年1回)…担当歯科医師が行います。

② 感染症予防対策

集団の場では、多くの感染症が集まりやすいです。乳幼児は、免疫を獲得する期間でもあり、感染症にかかりやすくなっています。園内での感染症蔓延を防ぐためには、地域・園・自宅などから菌やウイルスをお互いに持ちこまない、持ち帰らないことが重要です。保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、お子さまの症状や園内の感染症流行状況等を踏まえ、保護者の方にも公衆衛生の維持にご協力いただいています。

(1) 情報収集と提供

- 1) 東京都感染症情報センター・足立区感染症サーベイランス調査報告等より、近隣の感染症状況を把握し、病気の早期発見に役立てます。
- 2) 玄関の掲示板に、園内感染症情報を示します。
また、毎月ほけんだよりを発行し、感染症等の予防法などをお知らせします。
- 3) 国、地域・医療機関・保護者、園と連携し情報を共有し、指導に基づき対応します。
- 4) 健康管理票・生活状況調査票・健康調査票などの個人記録から、状態を把握します。
- 5) 看護師が常駐し、クラスを巡回したり、保育士から報告を受けたりして対応します。

(2) 予防接種

予防接種をすることで発症を抑えたり、重症化を防いだりすることが期待できます。集団生活においては、感染症から身を守ることができ、ほかのお子さまへの感染も防ぐことにつながります。接種の時期が来たら、早めに接種しましょう。

予防接種の状況を健康管理票の記録で確認します。(年2回 4月・10月)

- ・定期予防接種：Hib・肺炎球菌・BCG・四種混合・MR・水痘・日本脳炎
B型肝炎・ロタウイルス ※ 保健所から通知がきます。
- ・任意予防接種：おたふくかぜ・インフルエンザ等

- 定期予防接種は必ず受けましょう。
- 予防接種後は、お子さまの身体に大きな負担がかかっている状態で、副反応（接種部位の痛み、発熱）が起こる可能性があります。
お仕事がお休みの前日に接種するなどの配慮をしていただくようお願いします。
- 接種の都度、接種日とワクチンの種類を連絡帳等でお知らせください。
各感染症の流行状況とワクチン接種状況をタイムリーに把握し、必要時、接種の勧奨、注意喚起等に活用いたします。

（３）うがい・手洗い

- １） 登園時、全員が手洗いをしてから保育室を利用するようにしています。
うがいができない子は水分をこまめに取りなどし、のどを清潔に保ちます。
- ２） 各年齢に応じて、保健指導を行います。

- ご家庭においても、うがい・手洗いをこまめに行いましょう。

（４）登園許可証について

学校保健安全法及び学校保健安全施行規則に感染症の種類や、出席停止期間の基準が定められており、登園に医師の許可を必要とするものがあります。（P29～31 参照）
これらの疾患にかかってしまった場合は、医師の診断を受け、医師の登園許可が出るまで登園を控えていただきます。

- お子さまが、登園許可を要する感染症の診断を受けた際は、早急にご連絡ください。
- 登園許可証に記載されている感染症以外でも、症状や治療状況等によっては、一定期間登園を控え、治療にあたるのが望ましい場合があります。
必要時、看護師や保育士からお声掛けさせていただくことがありますので、その際は受診の上、医師の指示に従ってください。
- 同居者が発熱している、登園許可を要する感染症にかかっている場合は、お子さまの体調を十分把握した上で登園するようご協力ください。
また、体調不良の方による送迎はご遠慮ください。
やむを得ない事情がある場合は、来園前に必ずご相談ください。

- １） 登園開始日には、登園許可証の提出が必要です。
登園許可証（P29～31）は園にあります。（足立区ホームページからもダウンロードできます。）
- ２） その他、疾患の経過・種類によって書類の提出を依頼することがあります。
 - ・登園届（入院後・長期療養後）
…長期の入院後や、重症化してしまった疾患後など、医師からの注意事項等の有無や指示の確認をします。
 - ・治癒証明書…重症化したとびひ、水いぼ・あたましらみなど

③ 病気・ケガの対応

事故防止には努めてまいりますが万が一、保育中にケガをした場合、または急病の場合は次のように対応します。

(1) 【病気・けが報告メモ】での報告。

病気・ケガその様子を記入し、降園時にお渡しします。

●お家でその後の状況を記入していただき、次の登園時、担任に渡してください。

(2) お迎え依頼

症状、状況によってはお迎えをお願いします。

保護者への連絡は、家庭調査書に記入された第一連絡先から順にお電話します。

●緊急連絡先は、必ずつながる番号を申請してください。

●早めのお迎えにご協力ください。

小さなお子さまの場合、病状が急速に進行する場合があります。

また、感染症の拡大防止の面においても、保護者の方のご協力が重要となります。

お迎えの体制を整えていただくようお願いいたします。

(3) 医療機関への受診

園内で起きた重症度・緊急度の高いケガ・病気（けいれん、皮膚や口腔内等の深い/大きい傷、やけど、眼球損傷、重篤なアレルギー反応など）の場合、園から直接受診する場合があります。

基本的には、保護者へ連絡後、医療機関を決定し受診をしますが、緊急時は、お子さまの安全を最優先し、事後報告となる場合もありますのでご了承ください。

その際、家庭調査票に記載してある保険証記録を使用します。

その後の経過観察等のための通院は、保護者の申し出がない限り保育園側で行います。

●当日中に、受診した医療機関に保険証の提出をお願いします。

●園による受診費用の建て替えが発生することがあります。

保険証提出時に医療機関より返金されますので、園にご返却ください。

(4) 子ども同士の接触やトラブルによるけがの対応（かみつきの、ひっかき、打撲など）

子ども同士の関わりの中でトラブルがおこり、けがが発生してしまうことがあります。それらを未然に防ぐよう関わることは、保育者の責任です。

あくまでもケガの責任は保育者にありますが、状況を保護者の方に正確にお伝えする対応をしたいと考えています。

④ 薬の預かりについて

保育園における投薬は法律の定める「医療行為」になるため、原則として、保育園では、薬をお預かりしない方針になっています。

主治医が、薬を服用することで通常保育が可能であると判断した場合、保護者が服用時間に来園して、お子さまへ投薬していただくことになります。

ただし、やむを得ず保護者が投薬のために来園できない場合、保護者と保育園の同意のもとで、看護師・保育士が保護者に代わって投薬します。

この場合は、薬による事故防止のために、次の点にご協力ください。

(1) 病院で診察を受けるときは、次のことを主治医にお伝えください。

- 1) お子さんが〇〇時～〇〇時まで保育園に登園していること。
- 2) **保育園では原則として薬の使用ができないこと**
病気の種類や症状によっては、薬を朝・夕の2回にできる場合があります。
また、3回の場合でも保育園に薬を持ち込まない飲み方（朝、帰宅直後、夜）などがないか、主治医に相談してください。

(2) やむを得ず薬を持参される場合、以下の注意事項をお守りください。

- 1) 医療機関からの処方であること。
- 2) 保護者の判断で持参した薬は対応できません。（市販薬・過去/他人の処方薬など）
- 3) 症状を判断しての投薬はすぐには対応できません。（看護師との面談が必要）
（熱が出たら、咳が出たら、痛がったら、かゆがったらなど）
- 4) 過去に飲ませたことのない薬剤の場合は、お預かりできません。
初回は保護者が飲ませてください。
- 5) 【薬連絡票】に必要事項を記載していただきます。（P33・34参照）
書類は園にあります。

(3) 薬の預け方

- 1) 保育士から【薬連絡票】(P33)を受け取り、必要事項をすべて記入します。
【表面、裏面の薬使用状況確認表の与薬日・保護者欄のサイン】
※記入漏れや書類の不備があり、連絡がつかない場合は与薬できないこともあります。
- 2) 薬と薬連絡票、薬剤情報提供書（またはお薬手帳）を併せて、保育士に必ず手渡しし、薬の内容・与薬方法を一緒に確認します。
※安全のため、手渡しされなかったお薬は**与薬できません**。
- 3) 終了・変更時は、裏面の終了・変更チェックし、日付記入・サインをします。
書類は保育園で保管します。

●1回分の薬のみ預けてください。

各薬袋/容器に日付・クラス・名前（未記載時、用量も）を記入してください。

水薬に関しても、1回分のみを容器に入れて持参してください。

（事故防止のため保育園では測りません。量の間違いにご注意ください。）

●薬剤に加えて、外傷や湿疹・とびひなどの皮膚炎で、ガーゼなどでの保護を必要とする場合は、ガーゼや絆創膏・テープなども記名した袋に入れてお持ちください。

●目薬は、原則保護者の管理でお願いします。やむを得ない場合はご相談ください。

(4) その他

- 1) 園における昼食後の与薬時間は、乳児は 12 時ごろ、幼児は 13 時ごろになります。
内服薬は最低でも 4 時間以上間隔をあけることが望ましいです。
朝の薬は 8 時前には飲ませてください。
- 2) 慢性疾患等で症状出現時または予防のためなどで、使用しなければならない薬の場合はご相談ください。
- 3) お子さんが薬の服用を嫌がったり、飲ませた後に薬を吐いたりした場合等、保育園では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 4) お家で薬を使用してきた場合、連絡帳に以下を記載してください。
【薬剤名・使用目的・使用時間（貼付開始日時）・用量/用法（貼付部位）】
- 5) 内服薬を飲んでいる場合は、プールには入れません。
（慢性疾患のための薬については、プール可能となる場合があります。）
- 6) 貼付剤（ホクナリンテープ等）の使用について
 - ・ 貼付剤を貼って登園する場合、連絡帳に記載した上で、お子さまを預ける際にならずお声掛けいただき、保育者と貼付場所を目視で確認してください。
 - ・ 貼付剤そのものにも以下を記載してください。
【お子さまの名前、貼付開始日時】
 - ・ 簡単に剥がれないようにしてください。（テープで保護する等）
園で剥がれてしまった場合でも、貼りなおしはしません。
はがれた貼付剤はご家庭に返却します。
 - ・ 貼付剤を貼っている日は、プールには入れません。※剥がれてしまった場合の症状の悪化や、落ちたテープを他児が口に入れてしまう等の事故を防ぐためにもご協力をお願いします。
- 7) 虫よけ剤の使用について
 - ・ 保育園では、虫よけ剤の塗布は行いません。
 - ・ 体に貼るタイプを使用する場合…貼付剤と同様に对应してください。
 - ・ 登園前にご家庭で塗布するなどの工夫をお願いします。

⑤ アレルギー疾患・慢性疾患の対応

食物アレルギーに関しては、足立区が策定する【食物アレルギー対応マニュアル】に則り、園内マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

その他のアレルギー疾患、慢性疾患においても、医師の診断書に基づき個別に対応します。医師からの診断をうけた場合やご心配な場合は、ご相談ください。

（対応には手続きが必要です。担任、看護師までご連絡ください。）

⑥ 発熱の対応

- (1) 一般的に安静時の腋窩温（わきの下での測定）が37.5℃以上を発熱としています。
- (2) お迎え依頼の目安 ※必要時は下記に限らず依頼します
- ・37.5℃以上の発熱があり、感冒症状や食欲不振、活気がないなどの他症状がある
 - ・37.5℃以上の発熱があり、その他症状はないが、水分補給や環境調整等の必要な対応を行った上でも、30分後の再度検温で上昇傾向の場合
 - ・熱性けいれん既往があるお子さまの37.5℃以上の発熱
- ※ワクチン接種後の副反応による発熱も例外ではありません。
- (3) 登園再開の目安
- ・解熱剤を使用することなく、平熱に戻っている。
 - ・活気や体力、食欲が戻り園生活を問題なく行える状態にある



⑦ 下痢や嘔吐の対応

- (1) 感染力の強いノロウイルス、ロタウイルスを想定して対応します。
ウイルス感染により、食欲不振や下痢・嘔吐の症状を引き起こします。
- (2) お迎え依頼の目安例 ※必要時は下記に限らず依頼します
- ・食事や水分摂取後すぐに下痢や嘔吐をする場合
 - ・2回以上、下痢や嘔吐をしている場合
 - ・腹痛を伴う下痢や嘔吐をしている場合
 - ・下痢を伴う嘔吐をしている場合
- (3) 登園再開の目安
- ・下痢や嘔吐等の症状が治まっている。
 - ・活気や体力、食欲が戻り園生活を問題なく行える状態にある
- (4) 嘔吐物等が付着してしまった衣服の取り扱いについて
保育園では、嘔吐物等の付着した衣服は、園内で洗うことは禁止されています。
（感染症対策ガイドラインによる）
汚物が付着した衣服等は、ビニール袋に2重に密封した形で、洗わずにお返しします。
ご家庭で適切に処理していただくようお願いします。

⑧ 咳の対応

- (1) お迎え依頼の目安例 ※必要時は、下記に限らず依頼します
- ・咳により眠れない場合
 - ・咳により食事や水分が十分に摂取できない場合
 - ・少しの活動で咳が出る場合
 - ・異常音がある場合（ゼーゼー、ヒューヒュー、犬が吠えているような咳）
 - ・咳とともに嘔吐が2回以上ある場合
- (2) 登園再開の目安
- ・咳や呼吸困難感などが改善し、園生活を問題なく行える状態にある

⑨ 発疹・皮膚疾患の対応

(1) 発疹の対応

- 1) アレルギー、感染症を考慮し対応します。
- 2) お迎え依頼の目安例 ※必要時は、下記に限らず依頼します
 - ・発疹が時間とともに増加している場合
 - ・広範囲に発疹が出現している場合
 - ・発熱を伴う場合
- 3) 登園再開の目安 ※発疹の原因により異なる
 - ・感染の可能性がないと診断されたら
 - ・患部をしっかりと覆える
 - ・口腔内の水泡や潰瘍については、食事や水分が取れるようになったら

(2) とびひの対応

患部が露出しないように、ガーゼで保護して登園してください。
はがれてしまった場合に、予備のガーゼ等をご準備ください。
登園停止の病気ではありませんが、重症の場合やガーゼ等で保護できない場合、
他児への感染の可能性がありますので、お休みのご協力をお願いします。

(3) 水いぼの対応

登園停止の病気ではありませんが、水いぼが極力露出しないようにしてください。
水遊びの参加には制限はありませんが、接触で感染するため別プール使用での対応と
しています。

⑩ けいれん・頭部打撲・肘内障の対応

区の指導に基づき、以下のように対応します。

(1) けいれん

持続時間にかかわらず、ただちに救急車を要請します。
※過去に熱性けいれんの既往があっても、今回のけいれんの原因が熱性けいれんである
とは限らないこと、けいれんの持続時間を推測することができないことなどから、
同様に対応をいたします。
※けいれんを起こす基礎疾患等がある方で、主治医から受診のタイミングを指示されて
いる方は、その指示に従いますので必ずお知らせください。

(2) 頭部打撲

頭部打撲後、意識がない（短時間でも）・けいれんがある・顔色が青ざめている
何回も吐く・激しい頭痛がある・大泉門が膨らんでいる（頭蓋骨のまだくっついていない
へこみの部分）・理由もないのに機嫌が悪い等の症状がみられた際は、ただちに救急車を
要請します。

(3) 肘内障

腕を引っ張る、寝返りを打つ、手をつくなど様々な要因で、肘関節の亜脱臼（肘内障）が
起こります。
骨折との鑑別をした上で早めの整復が必要となるため、園では職員による整復は行わず、
保護者に連絡の上、整形外科または小児科を受診します。
（自然に整復されることもあります）

⑪ あたましらみの対応

あたましらみの発生は、不潔な環境でなくても流行する可能性があります。水泳教室や、銭湯などの公共施設からも移る場合があります。特に、保育園では子ども同士の密着度も高いため、頭や身の回りの物から、他の人の頭にあたましらみが移動しやすくなっています。早期に発見し、駆除をはじめることが重要です。

発見された場合

- 1) 皮膚科にて診断を受けてください。
- 2) 本人、同居者に寄生が見つかった場合は、必ずご連絡をおねがいします。
対象の方には、園・ご家庭での対応についてご説明します。
- 3) 速やかに駆除を開始し、治療証明書（園指定のもの）を提出してください。
- 4) 駆除が開始されれば、登園やプール、行事などへの参加について制限はありません。

⑫ 乳幼児突然死症候群(SIDS)対応

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、何の予兆や既往歴がないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気で、そのほとんどが1歳未満の乳児期のお子さまです。

予防法は確立されていませんが、以下に留意し予防・異常の早期発見に努めています。

(1) 睡眠中の対応

- 1) お子さまを一人にしません。
- 2) 保育士が見守り、定期的にチェックを行います。(呼吸・顔色・姿勢・環境など)
0歳児：5分間隔 1～2歳児：10分間隔 3歳児以上：15分間隔
※1歳未満児で、呼吸に注意が必要と思われるお子さんにはモニターを併用し、
より注意深くチェックします。
- 3) お部屋の照明は、睡眠時のお子さまの顔色が確認できる明るさを保ちます。
- 4) あおむけ寝を徹底します。
咳が多い、息苦しそうなどの場合において、頭を挙上した姿勢や横向き、うつ伏せなどお子さまに合わせた安楽な姿勢をとる場合があります。
その場合は、保育士がより注意して見守りを行います。
- 5) 枕は使用しません。厚い布団をかけません。
- 6) 厚着をさせず、暖房を効かせ過ぎないようにしています。
(室温、湿度を適切に調整します)
- 7) お子さまの様子や体調の変化、睡眠状況などについて、保護者と保育士がお互いに連絡し合い共有します。

⑬ むし歯予防対策

足立区糖尿病対策アクションプラン【歯科口腔保健対策編】に準じ、子どもの口腔衛生対策を実施します。乳歯のむし歯は、その後の永久歯の歯並び、むし歯、歯周病などに影響することから、乳歯のむし歯0を目指しています。

(1) 年1回の園担当歯科医による歯科健診実施

異常が指摘された場合、速やかに受診を促し、治療結果を提出していただきます。

(2) 看護師による歯科保健指導の実施

- 1) 各年齢に応じた指導を実施します。
3歳児クラスから給食後のうがい・歯みがきを行っています。
- 2) 関連資料を配布します。



(3) 保健センター歯科衛生士による6ちゃんクラス講習の実施(年長児・保護者向け)

むし歯を予防しましょう

- 乳歯が1本でも生えはじめたら、歯磨きを行いましょう。
9歳頃までは、大人が必ず仕上げみがきをしましょう。
- 歯が生えたら寝かしつけのミルクをやめましょう。(哺乳瓶う蝕のリスク)
(もしくは、ミルク後に歯磨きをするか、糖分のない水かお茶を飲ませましょう)
- 定期的に歯科受診し、プロの歯みがき、フッ素塗布をしてもらいましょう。
小さなころから歯科受診をすることで、歯の管理が楽になります。
- 口移しや大人の使用した食具を共用しないようにしましょう。
- 甘いおやつは控えましょう。また、おやつは時間を決めて与えましょう。

⑭ 発育・発達課題への対応

お子さまの成長過程で、低身長・肥満、ことばが遅い、発音がわるい、耳の聞こえが気になる、目が見えにくそう、集団の適応につまずきがある、就学先が決まらないなど、様々な心配がおきる場合があります。

また、区の定期健康診断や嘱託医の診察、日ごろの保育や、保護者の気づきなどで、お子さまの課題が見つかることがあります。それらの課題に向き合い、早期に対応することで、お子さまの育ちは大きく変化します。

ご家庭での様子、保育園での様子をお互いに伝えあい、連携を取りながら、お子さまの成長発達をサポートしていきます。

(1) 【気づきのしくみ】の実施(足立区)

4歳児対象。スムーズな就学につなげていくことを目的とし、心理士、作業療法士がクラスを訪問します。

子どもたちを観察し、保育士や保護者に育ちについてアドバイスを行います。

保育士、発達支援コーディネーター、看護師、心理士、作業療法士が連携して、お子さまの発達面をサポートしていきます。

(2) 【就学相談】(足立区)

5歳児対象。小学校入学に向けて、心身の発達などに課題や特別な支援の必要を感じている、または就学について不安があり、通常の学級以外への入学や、通級指導学級・コミュニケーションの教室の利用を考える方を対象にした相談です。

(3) 【個別相談】

クラス担任、または発達支援コーディネーター・看護師までお気軽にお声掛けください。面談日を設定の上、お話をお伺いいたします。

⑮ 救命救急対応

- ・園の玄関には、AED(体外式除細動器)が設置されています。
- ・職員は、救命救急講習を定期的に受講しています。
- ・職員は、各種研修会等に参加しています。(食物アレルギー対応講習会など)

⑯ 健康管理・その他

(1) 健康管理

●生活リズムを整えましょう

早寝、早起き、朝ごはん

乳幼児に特に大切な脳の中心を育てるために、重要な習慣になります。

遅くても21:00までに就寝、7:00には起床しましょう。

●毎朝検温をし、お子さまの体調を確認しましょう

平熱を知っておくことは、体調の把握のためには重要です。

乳児は連絡帳の記載欄に、幼児はおたより帳の日付欄に記載してください。

観察のポイント

朝ごはんを食べられたか、排便はあったか（下痢・便秘）、熱はないか、

ひどい咳等はないか、機嫌は悪くないか、皮膚に発疹やかゆみはないか、

目の充血、目やに、鼻汁の色や量はどうか、痛いところや臭いの悪い様子はないか

(2) その他

●病児・病後児保育は行っていません。

お子さまの急病で、仕事どうしても休めないという時は、

足立区等が実施している病児・病後児保育のご利用をお願いします。

ご利用には事前登録（面談）が必要となることがほとんどのため、必要性が出る前に余裕をもってご登録することをおすすめします。

●ご家庭においていつもと違う様子が見られたら、受け入れの保育士にお伝えください。 情報がありますと保育活動に配慮できるほか、状態の判断に役立ちます。

●以下の場合は受診し、登園が可能か確認してから、登園をお願いします。

頭部を強打した、モノや薬品等を飲んでしまった（疑い含む）、鼻や耳にモノを入れた
発疹が出ている、目が赤い・かゆい・目やにが多い、リンパ腺がはれている

※受診しないことで異常の発見が遅れ、対処が間に合わない、処置が困難になる可能性があります。

●長期旅行や海外旅行について

感染症の持ち出し、持ち込みの可能性があります。

旅行前に、園で流行している感染症や、旅行先で流行っている感染症などの情報を把握しておきましょう。

とくに海外は、場所によっては衛生不良等で感染症が蔓延している可能性もありますので、より注意が必要です。必要時、予防接種を行い必要な免疫をつけましょう。

また、旅行日程は余裕をもって計画していただき、帰宅（帰国）後の健康観察を行ってから、登園していただくようご協力ください。

少しでも体調変化があった場合は、受診・経過観察をお願いいたします。

6 防災・防犯対策

① 防災対策

火災・風、水害・震度5強以上の大規模地震発生時において、生命を守るための方法を職員と共に子ども自身が身につけ災害発生時に適切な対応ができるように対策を立てています。

(1) 防災計画

- 1) 自衛消防組織編成表を作成・掲示し職員に役割を周知しています。
- 2) 防災用設備の点検整備を定期的に行い、所轄消防署に報告を行っています。
- 3) 災害時用の非常食・飲料水等を常備しています。
- 4) 園内に防災委員会を設置し、対策の見直し、備蓄倉庫の点検を行っています。

(2) 避難訓練

- 1) 毎月、避難訓練及び消火訓練を実施しています。
- 2) 大規模災害を想定した保護者への引き渡し訓練を年1回実施します。
- 3) 災害時の園外避難場所を定め、避難訓練を実施しています。
- 4) 通信アプリ「コドモン」を利用して、緊急時の連絡訓練を行います。

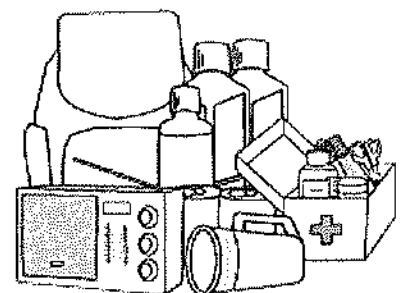
(3) 避難場所 (P35地図参照)

- 第一避難場所 : 園庭
第二避難場所 : 災害一時集合場所(花保さくら公園)または堺田公園
第三避難場所 : 足立区立花畑小学校

- 1) 河川の氾濫等の水害を想定し、屋上を避難場所として整備しています。
ハザードマップに基づいて、避難場所は状況によって変わる場合があります。
- 2) 避難場所は、通信アプリ「コドモン」またはNTT 災害用伝言ダイヤル(171)、
正門への張り紙等でお知らせします。

② 防犯対策

- 1) 『学校110番』非常通報体制を整えています。
- 2) 総合警備保障(ALSOK)非常通報装置を使用しています。
- 3) 登園・降園時間以外は、正門を閉めています。
- 4) 数か所に防犯カメラを設置し、園内外の常時監視を行っています。
- 5) 事前に、お迎え者変更の連絡がない場合、お子さまの引き渡しは行いません。
- 6) 防犯訓練(不審者対応)を、定期的に行っています。(年2回)



7 プライバシーを守るために

① 個人情報の取り扱い

当園では、園児、及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的の為に必要最小限の範囲内において使用します

- 1) 小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報共有すること。
- 2) 他の保育園等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 4) 当園が作成した電子記録（ホームページ）・園内掲示用写真・その他園が許可する情報に、園児の名前・活動が掲載されること。

② 記録の管理

- 1) 子どもの適切な成長の記録、園の記録として必要に応じて、園の行事や子どもたちの生活の姿などの撮影を行います。
- 2) 園で撮影した写真を、園内でのみ掲示することがあります。
- 3) 記録を望まない場合は、事前・事後にかかわらず申し出ていただくことで、関係する部分の掲示や配布を控えさせていただきます。
- 4) 動画、写真の撮影を、業者に委託する場合は、業者が当園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾したうえで発注を行います。

8 虐待防止のための措置

子どもの人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- 1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- 2) 職員による、園児に対する虐待防止のための相互確認
- 3) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- 4) 保育中に、職員、養育者（利用者の家族子どもを現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子ども家庭支援課、児童相談所等の機関に通告いたします。

9 保護者の方へのお願い

① 登降園時について

- 1) 送迎者は、家庭調査票に記入された 18 歳以上（高校生不可）の方に限ります。変更がある場合は、保護者との確認が必要です。
- 2) 申請した保育時間は守りましょう。（保育時間は、就業時間＋通勤時間です）平日、保護者の就業がお休みの時は、通常保育時間内での利用となります。
- 3) 朝の体操までに登園しましょう。
朝の体操は、9：15 から始まります。
気持ちよく朝の体操からスタートできるように、ご協力をお願いします。

- 4) 遅刻・欠席・保育時間の変更は必ず連絡してください。
遅刻・欠席・早退は、通信アプリ「コドモン」または電話で連絡をお願いします。
お迎え時間の変更は、16:25 までにコドモンまたは電話をお願いします。
※保育園がコドモンで連絡受信後、詳細確認のため連絡をすることがあります。
※連絡なく登園しない場合は、保育園から確認の連絡をします。
※大幅な遅刻の場合、衛生管理上給食を提供できない場合があります。
- 5) 保育時間中の連絡先が申請内容と変わる日には、必ずお知らせください。
- 6) 排泄は済ませてからお預け下さい。
乳児は、排便でおむつが汚れていないか確認しましょう。
- 7) 保育室、園庭、園の周囲では遊ばず速やかにお支度をしてください。
特に帰りがけは、子どもたちは嬉しくなり、ケガや事故を起こしやすい時間帯です。

② 衛生・安全管理



- (1) 身体は清潔に保ちましょう。
爪切りは週 1 回行いましょう。(日曜日)
自分やほかのお子さまを傷つけてしまう可能性があります。
- (2) 持ち物は清潔なものを使用しましょう。
- 1) エプロン・タオルは毎日洗濯したものをお持ちください。
カビが生えることもありますので、定期的に新しいものと交換してください。
- 2) 布団カバー・掛物類・上履き・パジャマは、週 1 回は必ず洗濯してください。
- (3) 使用するものは、子どもが扱いやすいものにしましょう。
- 1) 衣服について
身体に合ったサイズで動きやすいもの、自分で着脱しやすいもの。
フードがあるものや、長い丈のスカートは事故につながりますので避けましょう。
また、ボアや裏起毛のものは体温調整が難しいため避けましょう。
- 2) 靴
自分で履きやすく、足にあった運動靴をはきましょう。
(サンダル・長靴はあぶないのでやめましょう)
※雨などで長靴をはいてくる場合、保育時間中にお天気が回復し、外遊びをすることも
ありますので、必ず運動靴も用意してきてください。
- (4) その他
髪の高い子は、結ぶなどしてまとめましょう。使用する髪留めは、大きな飾り・硬い飾り
がついたものは、ケガの原因になりますので避けましょう。
カバンなども、子どもが扱いやすいものを使用しましょう。
- (5) 園前の道路について
- 1) 交通量が増えています。
正門の出入り口付近は、子どもの飛び出し等十分に気をつけてください。
- 2) 両側通行の駐車禁止道路です。警察の取り締まりも行われています。
車での送迎はお控えください。

やむをえず車で送迎となる場合は、近隣の方のご迷惑にもなるため園周囲には駐車せず、コインパーキングなどのご利用をお願いします。
駐車による、トラブル等の責任は負いかねます。

(6) 自転車・ベビーカーで通園される方

- 1) 自転車保険加入が義務化されましたので、各家庭でご加入ください。
- 2) 駐輪の際は、必ず園の敷地内に入れ、人通りの妨げにならないようご注意ください。
- 3) ベルトの装着・チャイルドシート・ヘルメットを着用させ、後輪への足のまきこみ、転倒に十分気をつけてください。

(7) 保育園に不要なものは持ちこまないようにしましょう。

- 1) 大好きなおもちゃ、おかしなど、保育園の門を通る前には手放すようにしましょう。
- 2) 鞄につけるキーホルダーなどは目印のために利用する程度にしてください。
幼児クラスを乳児が使用することがあり、小さな鈴や小物が誤飲事故につながる可能性がありますので、ご協力ください。

●食物アレルギーへの配慮として、飲食物の持ち込みは禁止となっています。

●飲食物で汚れたままの衣服で、登園しないでください。

●登園時には、お子さまの口のなかや、手の中に飲食物がないことを確認してください。

③ 災害時対応

- (1) 悪天候などにより、交通機関に乱れが生じると予想される時には、交通機関が利用できなくなる前にお迎えをお願いします。
- (2) 登園時に、悪天候(台風や大雪など)の警報が出ている場合は、可能な限り自宅での待機にご協力下さい。登園途中の事故、保育中災害が起こる、帰宅困難となるなどの懸念があります。お子さまの安全への配慮に、ご協力をお願いします。
- (3) 可能な限り通信アプリ「コドモン」で情報をお伝えするよう努めますが、個人的な連絡はできません。各家庭、保護者の自主的な判断の元、速やかにお迎えをお願いします。園の電話がつかない場合、緊急時に限りメールをご利用ください。
その際、送信者のお名前を必ず入れて下さい。
メール aduma-6@quartz.ocn.ne.jp
- (4) 通常のお迎えの方以外でも、「緊急時引き渡しカード」(P32)に記載されている方であれば、お子さまを引き渡しいたします。引き取りの際は園児名・引取者名・続柄をお知らせ下さい。確認の記録後に引き渡しいたします。(保護者以外の方は身分証の提示をお願いします)
- (5) 大規模地震発生等の予知等について情報を得た場合は、行政より受けた指示に従って行動します。休園になる場合もあります。

④ ビデオ・写真撮影について

- (1) 運動会、発表会等の公開する行事において保護者が記録する動画・写真については、当園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくとともに、むやみに第三者への提供やSNSへの投稿を行わないようにしてください。
ほかのお子さまの姿などを撮影した動画や写真については、保護者の許可なく使用することはご遠慮ください。
- (2) 園舎内外での園児の撮影は、公開する行事以外のご遠慮ください。

⑥ その他

- 1) 持ち物にはすべて、名前を書いてください。
- 2) 提出書類は、期限内に提出をお願いします。
- 3) 各支払いは、事務室に直接お支払いください。
夕保育時間での支払いはご遠慮ください。
朝延長保育・朝保育ご利用の方は、担当保育士に手渡しでお渡しください。

10 ご意見・ご相談窓口の設置

園の利用に際して、ご意見・ご相談を受け付けています。
お気づきのことやご意見・ご相談がございましたら、ご遠慮なくお伝えください。
職員へ直接お話していただくか、電話、文書等の方法でも受け付けています。

ご意見・ご相談窓口は次のように設置しています。

意見・相談 受付担当者	岡田 弘子	(主任)
意見・相談 解決責任者	大野 真	(園長)
苦情解決第三者委員	清水 爲久子	(元保護司・元民生委員)
	芦川 美代子	(会社役員)

※第三者委員の方の住所および電話番号については、受付担当者よりお知らせします。

11 入園及び退園

① 入園

- (1) 「足立区保育の実施基準」による保育に欠ける乳児又は幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、足立区指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、足立区長に申し込むものとします。
- (2) 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、足立区が入所希望者全員にわたり利用調整を行い、入所者を決定するものとします。

③ 退園

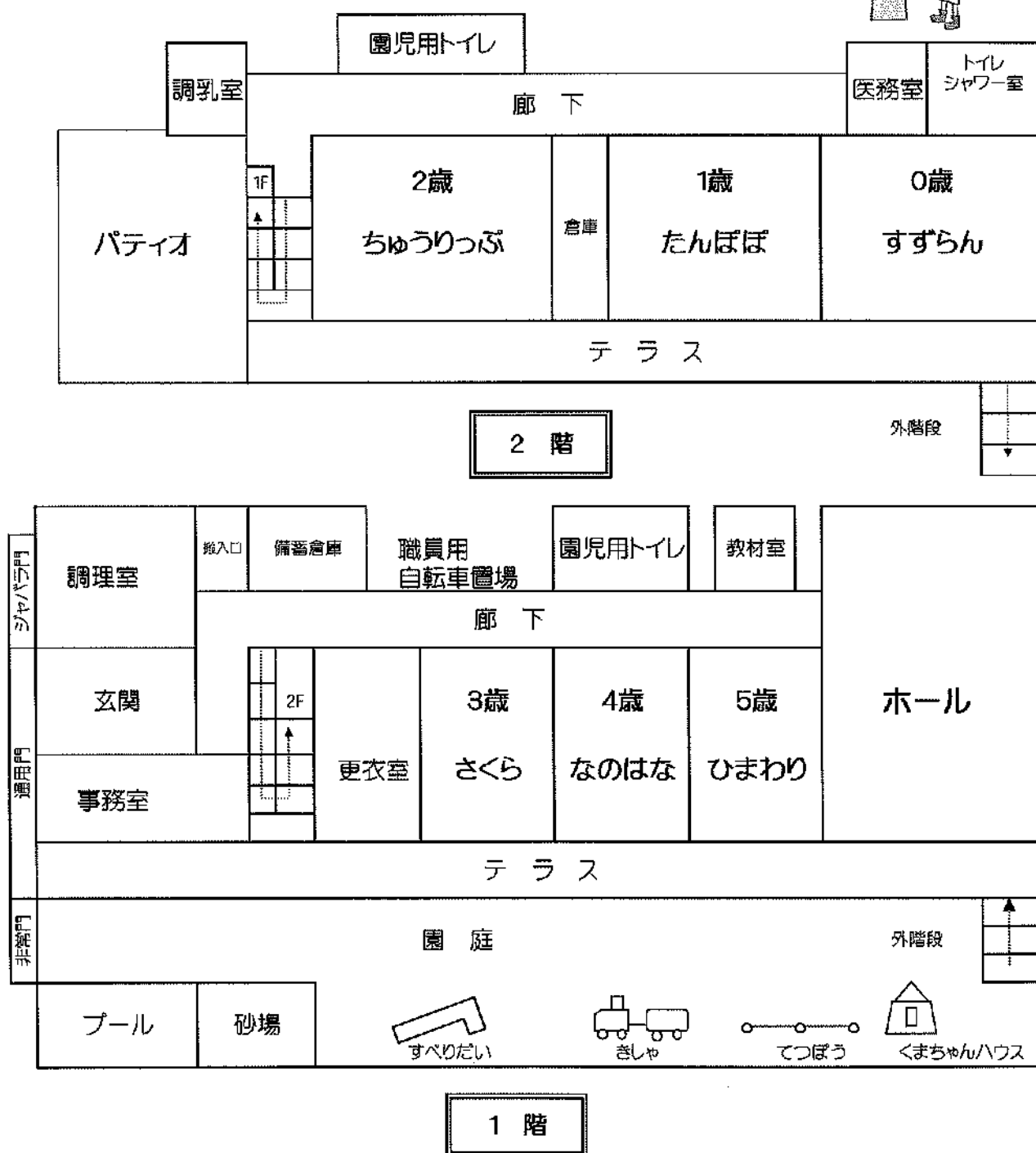
在園中の乳児及び幼児が「足立区における保育の利用等に関する条例」第7条に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より退園届を提出させ退園するものとします。

園舎平面図

園舎の南側に、実のなる木に囲まれた広いお庭があり、園全体に明るい光が注がれる気持ちのよい保育園です。



規模
敷地面積 : 1,427.56㎡
建物延面積 : 754.69㎡



年間行事予定

(参考例)

月	保護者参加行事	保育園行事	保健行事
4	入園式 (新入園児保護者) 保護者会	春の交通安全週間 警察官による交通安全指導	
5		子どもの日の会	
6	一日公開保育 ※1 親子給食(4歳児保護者)	バス遠足(4・5歳児)	全園児定期健康診断 歯の衛生週間
7		プール開き <上旬> 七夕の会	
8		夕涼み会 ※2 プール納め	
9	引渡し訓練 敬老の日の会 (4・5歳児の祖父母をご招待)	秋の交通安全週間 お泊り保育(4・5歳)	
10	運動会		全園児歯科検診 視力検査
11	おみせやさんごっこ (一日公開保育) 親子給食(5歳児保護者)	芋掘り遠足(5歳) おみせやさんごっこ	
12	個人面談 <上旬>	観劇会 お楽しみ会 (クリスマス)	全園児定期健康診断
1		子ども新年会	
2	おわかれ発表会	節分の会	新入園児健康診断
3	卒園式(5歳児)	おわかれ会食会 おわかれ遠足(5歳児)	

※ 上記行事・日程は天候、その他の事由により変更・中止となることがあります。

(※1) 一日公開保育(6月・11月)は、自由な時間にご参観ください。

(※2) 浴衣等を着て参加しています。

毎月の行事 (園だより等を参照して下さい。)

- ★ 誕生会
- ★ 防災・消火訓練
- ★ 0歳児健康診断
- ★ 身長・体重測定



年齢別 準備するもの

内 容	年 齢		0才児組	1才児組	2才児組	3才児組	4才児組	5才児組
	持ち物		すずらん	たんぽぽ	ちゅうりっぷ	さくら	なのはな	ひまわり
毎 日 用 意 す る 物	おしぼりタオル		3	3	3	2 ミニタオル	2 ミニタオル	2 ミニタオル
	お手ふきタオル			1	1	1	毎日、衣服のポケットにハンカチを1枚入れて持たせてください。	
	トイレ用お拭きタオル				1 (必要時連絡)	1		
	食事用エプロン		3	3	2			
	連絡帳／おたより帳 (園で用意)		○/○	○/○	○/○	○/○	○/○	○/○
	歯ブラシ						○	○
	コップ					○	○	○
	通園用ママバッグ (幼児はパジャマ袋として)		○	○	○	○	○	○
	通園バッグ					○	○	○
ロッカーに常時入れておく物	おしりナップ		1	1	1	1 (園々に応じて持参)		
	着 替 え	上 着	4	3	3	3	2	2
		下 着 (半袖シャツ・パンツ)	3	3	3	3	2	2
		ズボン等	3	3	3	3	2	2
	オムツ		12	7	7	7 (園々に応じて持参)		
週 始 め に 用 意 ・ 週 末 に 持 ち 帰 る 物	布団カバー (掛・敷)		○	○	○	○	○	○
	頭用バスタオル		○					
	パジャマ			○ (必要時連絡)	○	○	○	○
	パジャマ袋					○	○	○
	タオルケット		○	○	○	○	○	○
	上履き				○ (後半から)	○	○	○
	上履き袋				○ (後半から)	○	○	○
	防水おねしょシート 70 cm×120 cm		○	○	○	○	○	○

おねしょ・嘔吐等での布団の汚染を防ぐために
布団とシーツの間に挟んで使用します。
全園児が使用します。

(○印は必要なもの、数字は必要枚数)

＝ お願い ＝

- すべての持ち物には名前をはっきりと書いてください。紙オムツ一枚ずつおしり側に書いてください。(使用中に、名前の文字が薄くなるので、時々確認してください。)
- 布団カバー交換の際にロッカーの引き出しを点検し、季節に応じた着替えを補充してください。
- 布団カバー・パジャマ・上履きは、週末に持ち帰り洗濯してください。
- 通園用バッグについて
0～2歳児クラスでは、荷物を入れるママバッグとして利用し、3歳児クラスからはパジャマ袋としてお使い下さると、6年間使用できます。

作り方 (手作りする場合)

- ・各図に示してある”名前”という部分には、白地の別布にフルネームを書いて縫い付けてください。
- ・これらは、すべて出来上がり寸法で表記してあります。

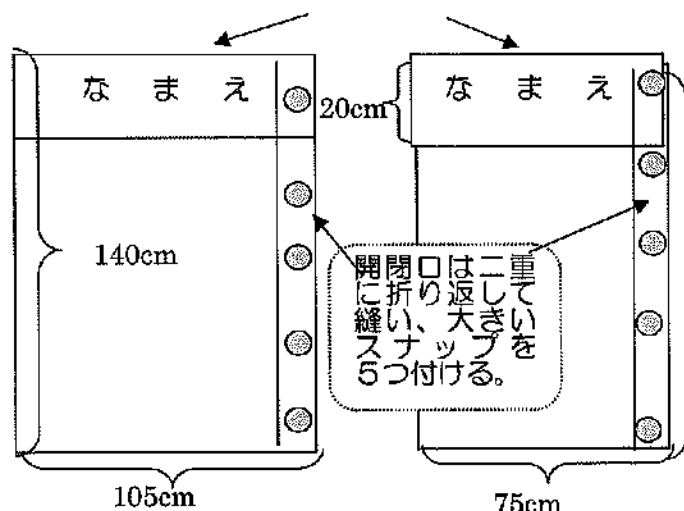
《 布団カバー 》

※布団カバーのサイズです。

生地は薄手のもの（木綿・ポリエステルなど）とし、キルティングは避けてください。

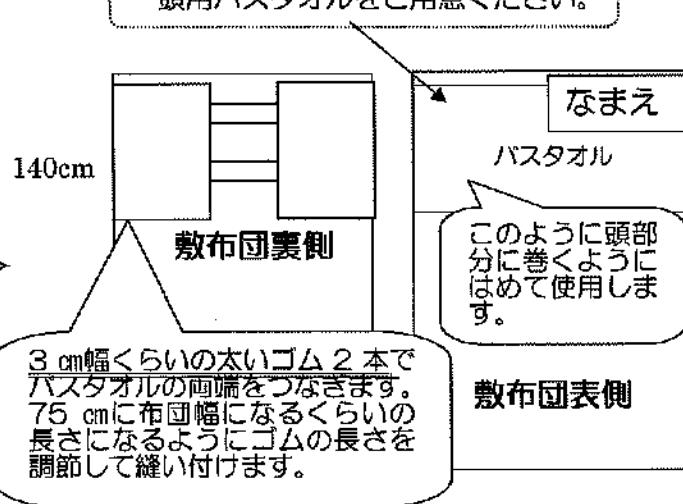
〈 掛布団カバー 〉

※白い布を上から縫い付けて、大きく名前を書いてください。

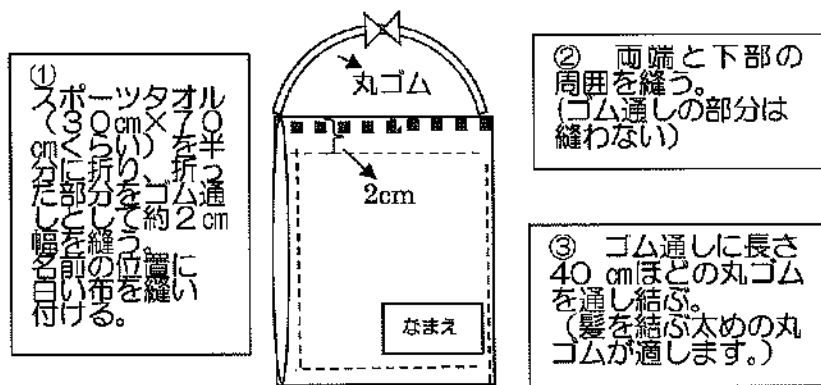


〈 敷布団カバー 〉

※0歳児クラスのみ 敷布団に頭用バスタオルをご用意ください。

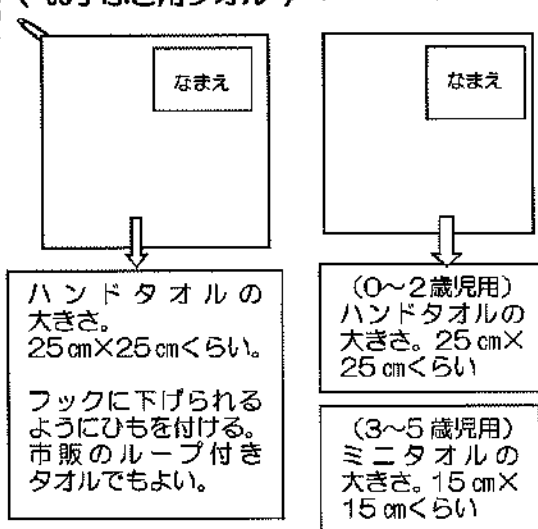


〈 食事用エプロン 〉

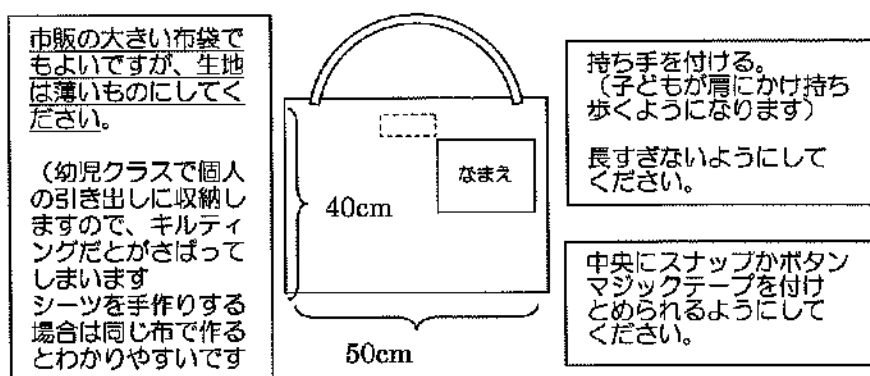


※市販のものでも構いませんが、袖なしで、表面は防水ではなく、水分を吸い取ることができる素材のものにしてください。

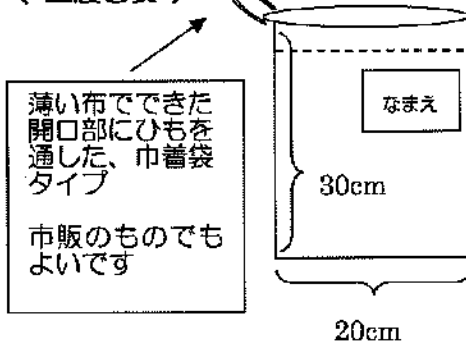
〈 お手ふき用タオル 〉 〈 おしぼりタオル 〉



〈 パジャマ袋 〉 0～2歳児はママバッグとして、3歳児以上ではパジャマ袋として使用できます。



〈 上履き袋 〉



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先)

学校・園・学童室

年

組 児童・生徒氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の持参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 不明)
	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	
受診した日	年 月 日 ()
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日 ()

発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)									

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

- ☐ 発症後5日を経過しました。
- ☐ 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】

- ☐ 発症後(無症状の場合は検査日から)5日を経過しました。
- ☐ 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、 年 月 日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署)

足立区教育委員会 足立区医師会と協議済(令和5年6月より運用開始)

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□は出席停止の日。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能		
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (Oを記入)			O	O					

例1 2/3朝熱があったが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

例2 2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけOをつけてください(例1か例2どちらかになります)。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- ・ 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- ・ 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- ・ 網掛け部分□は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能		
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	
例3	無症状検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能		

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症からの日数	0日目(発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (Oを記入)				O		O			

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日にOをする

注意！症状が軽快した日だけにOをつけてください。

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3 日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・带状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（乳児から幼児については 3 日※②）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結 核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後 2 日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第 2 種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後 3 日を経過するまで」とする。

（提出先） 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

年 月 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	R S ウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

（提出先） 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名

通院した期間 月 日～ 月 日 登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

上記の通り相違ありません

年 月 日 保護者名 印

平成 27 年 4 月 1 日改定

災害時引き渡しカード

園児氏名	在園の兄弟姉妹名		

◎保護者

続柄	氏名	携帯番号・携帯メールアドレス

◎保護者にかわる引取者

	氏名	園児との関係	緊急連絡先(携帯番号等)
第1 引取者			
第2 引取者			
第3 引取者			

◎同意書

災害時、上記の者に園児を引き渡すことに同意します。

保護者署名 _____ (続柄 _____)

園児名 _____

◎災害時・訓練時記入欄

月日	時刻	引き渡し場所	引き取り者	引き渡し職員	園長確認

薬 連 絡 票

本来は保護者が来園して与薬していただくことが原則となっていますが、就業等の理由で来園できない等やむを得ない場合に限り、主治医または嘱託医の指示に従い園側が保護者に代わって与えることとします。

※保護者の方は、以下の注意事項をよくお読みください。

- 1、医師には保育園に通っていることを伝え、できる限り朝・夕・眠前での処方になるようご相談ください。
また、対応できる薬はお子さんを診察した医師が処方した薬に限ります。
市販薬や他の子に処方された薬はお預かりできません。
- 2、薬は原則、登園日の決まった時間に使用します。万が一、変更がある場合はその都度申し出てください。
症状を判断して与薬する必要のあるものは、この用紙ではお受けできません。
- 3、預け方
 - ①【薬連絡票】に、保護者が必要事項を漏れなく記入してください。(薬1種類につき1用紙)
 - ②預ける薬には、【クラス、お子さんの名前】を容器または個包装ごとに記入してください。
 - ③【薬連絡票】【薬剤情報提供書またはお薬手帳】【預ける薬(当日1回分)】を職員に手渡ししてください。
※薬剤情報提供書等はコピーを園で保管させていただきます。
※使用経験のない薬はご家庭で初回使用の上、アレルギー等がおこらないことを確認してください。
※水薬の場合も、容器に1回分を入れて持参ください。(量の間違いにご注意ください)
- 4、記入漏れで連絡が取れなかった際や、添付書類の不備、薬が手渡しされなかった場合などは、安全な与薬ができないため原則対応不可となります。

園児名	クラス	生年月日	年	月	日
保護者名	続柄 ()	連絡先	自宅	携帯	職場
		TEL	—	—	—
疾患名 (目的)					
医療機関名	医師名	TEL	—	—	—

- ①処方日：令和 年 月 日 (処方日数 日)
- ②詳細：薬剤名 () 1回量 () ・適量)
- ③種類：内服 (粉・液・錠) ・外用 (吸入・軟膏等・坐剤・点鼻・点耳・点眼・貼付) ・その他 ()
- ④分類：抗生剤・去痰薬・整腸剤・その他 ()
- ⑤保管：常温・冷蔵庫・遮光・その他 ()
- ⑥具体的な与薬方法 (特に坐剤は使用方法を医師に要確認し、記載してください)
 必須：時間 (昼食・おやつの 分前・ 分後、 時 分ごろ)
 該当時：部位 () その他 ()

※園処理日 令和 年 月 日

使用開始日 令和 年 月 日

使用終了日 令和 年 月 日

開始時 確認印	園長	主任	看護師	担任
終了時 確認印	園長	主任	看護師	担任

※園記入

保管場所

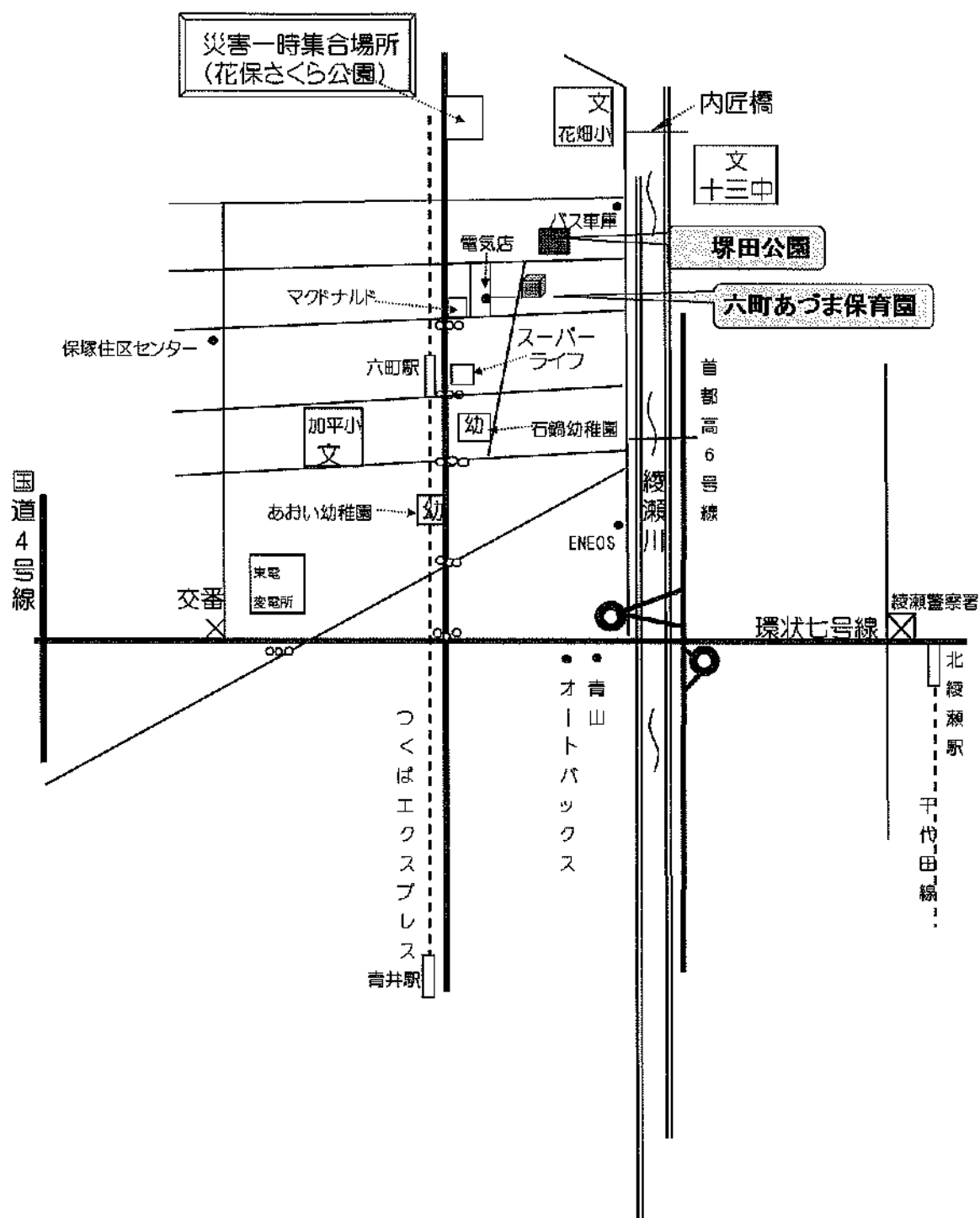
☐ 医務室 ()
☐ クラス ()

依頼期間中は毎日、表の【与薬日・保護者】の欄を記入の上、当日分の薬とともに職員へ手渡ししてください。
職員が薬剤名・与薬方法を確認してからお預かりします。

□今回依頼した薬は、令和 年 月 日に（終了・変更）となりました。

保護者署名

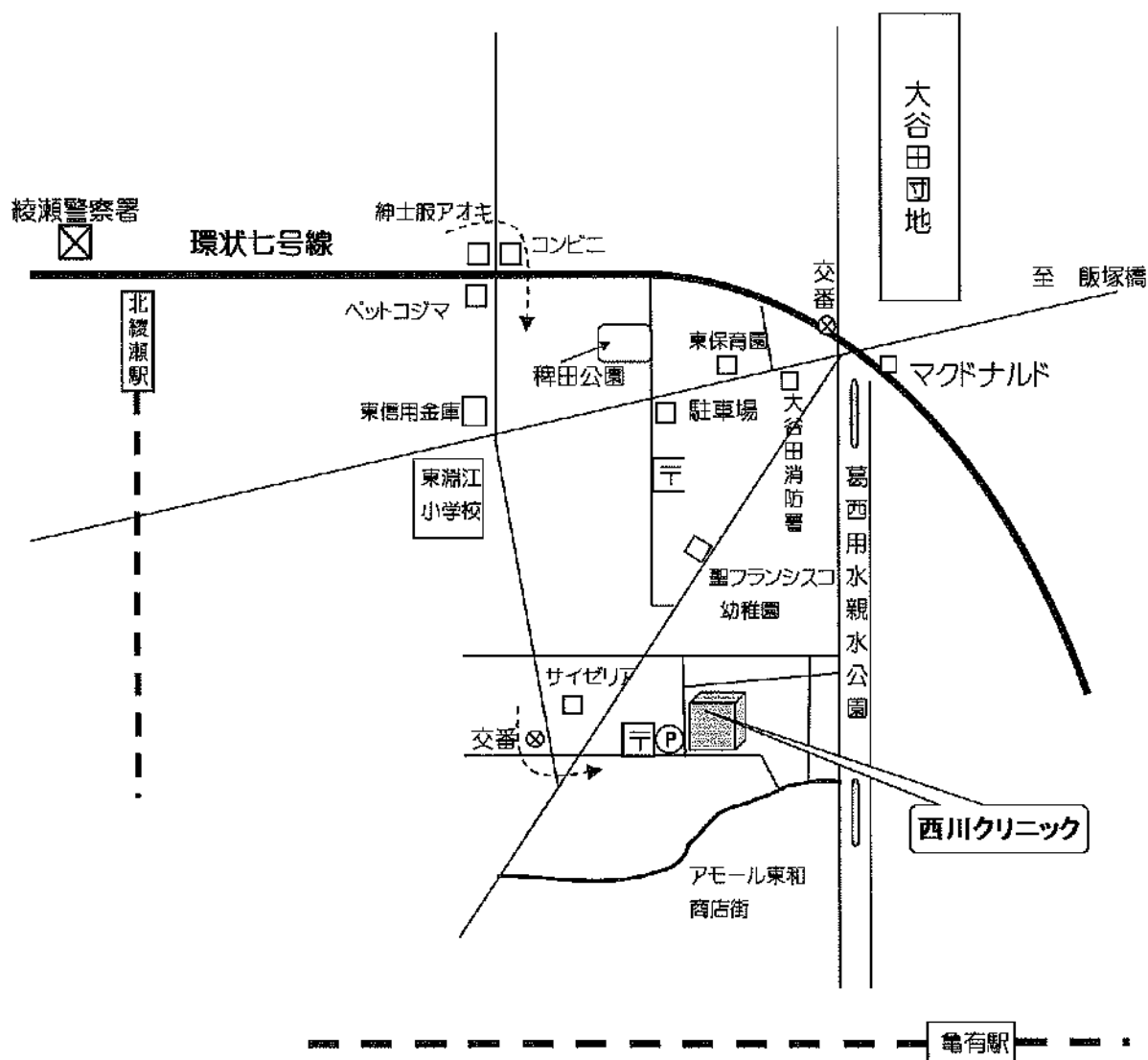
六町あづま保育園案内図



* つくばエクスプレス 六町駅 より徒歩5分

六町駅のA3出口を出たら大通りを八潮方面に歩いてゆき、最初の交差点(マクドナルド)を右折して、三つ目の交差点を左に曲がって50m位で右手に園があります。

囑託医案内図



医療法人社団恭美会
西川クリニック

〒120-0003
東京都足立区東和2-16-3
電話 03-3605-3333

診療科目 内科、小児科
歯科、人間ドック、一般検診

地下鉄千代田線 直通JR常磐線 「亀有駅」 北口より 徒歩7分
足立区コミュニティバス はるかぜ 「中川四丁目」より 徒歩3分

診療時間： 月～金 8:30～12:00 13:45～17:00 (月・金は17:30まで)
土曜日 08:30～12:30
休診日： 木曜日・日曜日・祝日

